独立行政法人医薬基盤研究所の 組織・業務全般の見直し当初案

平成26年8月26 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課

中期目標期間の主な取組と成果の概要

1 事務・事業の見直し

- 〇 実用化研究支援事業の廃止(平成23年度)
- ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業の単独実施 (平成25年度)
- 創薬支援ネットワークの本部機能としての創薬支援及び抗体・人工核酸のスクリーニング等の開始(平成25年度)

2 組織・運営の見直し

- 国立健康・栄養研究所との統合(平成27年4月予定)
- 薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場の廃止(平成24年度)

3 主な成果

- 〇 産学官連携功労者表彰を3年連続受賞(平成22~24年度)
 - ・大規模トキシコゲノミクスデータベースを活用した新規安全性バイオマーカーの開発(22)
 - ・世界初の薬用植物(甘草)の人工水耕栽培(23)
 - ・世界初のヒトiPS細胞から分化誘導した肝臓細胞の製品化(24)
- 薬物伝達システム機能を付加した第2世代の核酸アジュバントの開発に成功
- 〇 希少疾病用医薬品等開発振興事業により、平成22~25年度に22品目(希少疾病用医薬品16品目、希少疾病用医療機器6品目)が製造販売承認を取得

事務及び事業の見直し当初案

【基盤的技術研究及び生物資源研究】

- 〇 健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)等を踏まえ、 世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等 の開発に資するよう、事業を実施する。
 - ・ 日本医療研究開発機構、理化学研究所及び産業技術総合研究所と連携して創薬支援ネットワークの中核を担い、革新的な医薬品の創出を目指すため、創薬支援スクリーニングセンターを中心として、抗体・人工核酸等のスクリーニング、疾患モデル動物等の提供等の創薬技術支援を行う。
 - 引き続き、①創薬を目指した実践的な研究、②ワクチン、難病・希少疾病等を対象とした基盤的技術研究、③スクリーニング技術や新規の生物資源の開発など創薬支援技術の開発に取り組む。

事務及び事業の見直し当初案

- 創薬支援ネットワークにおいて中核を担うとともに、自ら行う創薬技術研究や創薬技術支援について、企業、アカデミア、医療機関等と連携を図る。
- 国立健康・栄養研究所との統合により、医薬基盤研究所の「医薬品に関する専門性」と国立健康・栄養研究所の「栄養・食品に関する専門性」を融合し、統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、以下のような研究を行う。
 - 医薬品と食品の相互作用に関する研究
 - 生活習慣病の新しい予防法に関する研究
 - 健康に関する機能性表示食品の品質評価

事務及び事業の見直し当初案

【研究開発振興】

- 〇 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、独立行政 法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣 議決定)等を踏まえ、患者数が極めて限られる希少疾病用医 薬品等(いわゆるウルトラオーファンドラッグ等)に対する支援 の強化、相談業務の充実等を図る。
- 実用化研究支援事業の既採択案件のフォロー、成果の創出等や承継事業についても、引き続き適切に取り組む。

組織の見直し当初案

組織形態の見直し

国立健康・栄養研究所と統合する(平成27年4月1日予定)。

組織体制の整備

- 国立健康・栄養研究所との統合に当たり、総務部門、企画・ 立案部門を合理化しつつ、両研究所を総合的に運営する本部 機能を確立する。
- 研究者が自ら行う創薬技術研究と創薬技術支援を一体的に 行うことができる体制を整備する。

運営の効率化の見直し当初案

業務運営体制の整備

国立健康・栄養研究所との統合に当たり、総務部門、企画・立 案部門を合理化しつつ、両研究所を総合的に運営する本部機 能を確立する。

電子化の推進

テレビ会議やメール会議等を更に活用するとともに、IT環境を整備する。

財務内容の改善の見直し当初案

保有資産の見直し

平成23年度をもって廃止した薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場について、土地建物等を不要財産として現物で国庫納付するため関係機関と協議を進める。

自己収入の増大

競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取組を積極的に行う。

独立行政法人国立健康・栄養研究所 組織・業務全般の見直し当初案 (説明資料)

平成26年8月26日 厚生労働省大臣官房厚生科学課

1. 中期目標期間の主な取り組みと成果の概要

1 事務・事業の見直し

- 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し (平成25年度)
- 特別用途食品の表示許可試験手数料の見直し(平成25年度)
- 栄養情報担当者(NR)認定制度の廃止(平成27年7月予定)

2 組織・運営の見直し

○ 医薬基盤研究所との統合(平成27年4月予定)

3 主な成果

- 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
 - ・「身体活動基準・指針2013」の策定に関する研究及び「エクササイズガイド2006」の身体活動量の妥当性に関する大規模介入研究の継続
- 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
 - ・国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する研究
- 〇「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調 査研究
 - ・ダイエット関連食品成分(コレウス・フォルスコリ)の安全性評価
- 情報の発信、国際協力
 - ・WHO協力センターの指定

- ① 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的 な反映が見込まれる研究
- 重点3分野の研究については、健康・医療戦略等を踏まえ、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を実施
- 医薬基盤研究所との統合により、2つの研究所の高度な専門性を融合し、統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、「医薬品と食品の相互作用に関する研究」、「生活習慣病の新しい予防法に関する研究」、「健康に関する機能性表示食品の品質評価」を実施
- 国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、 エビデンス創出等を目指した若手研究者等による関連研究領域の 基礎的・独創的・萌芽的研究を実施

② 健康増進法に基づく業務

- 国民健康・栄養調査の集計業務は、引き続き実施
- 特別用途表示の許可試験及び収去試験業務を確実に実施するため、体制の確保・強化を行うとともに、分析技術の確立した試験については、登録試験機関における検査の精度管理に引き続き努める
- 民間試験機関が実施することが可能となった栄養表示に係る収去 試験については、消費者庁の検討状況を踏まえつつ、業務の重点 化を図る

- ③ 国際協力・産学連携等対外的な業務
- ・ WHO協力センターとして、アジア地域を中心に国際協力活動を推進
- 産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究等を引き 続き推進
- 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、食育推進に資する研究・普及啓発活動を引き続き実施

④ 栄養情報担当者(NR)制度について

- NR新規資格取得試験を平成24年6月をもって終了し、一般社団法 人日本臨床栄養協会の「NR・サプリメントアドバイザー」制度に移 管
- 既存のNR資格取得者に対しては、3年間の更新期間(平成27年 7月に完了)までに順次移管予定

3 組織の見直しのポイント

独立行政法人医薬基盤研究所と統合 (平成27年4月1日予定)



• 統合に当たり、事務部門を合理化

4 運営の効率化のポイント

〇 業務運営体制の整備

医薬基盤研究所との統合に当たり、健康・栄養に関する研究の 特性を踏まえつつ、運営体制を合理化

〇 電子化の推進

テレビ会議やメール会議等を更に活用するとともに、IT環境を整備

5 財務内容の改善のポイント

〇 自己収入の増大

競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを積極 的に行う